#### 公 告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を 提出してください。

2024年10月1日

安芸高田市長 藤本 悦志

#### 1. 趣旨

本要領は、安芸高田市(以下「市」という)が実施する放課後児童クラブ運営業務を委託するに当たって、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、良質なサービスを提供可能な委託事業者を、公募型プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要事項を定めたものである。

### 2. 担当課

福祉保健部子育て支援課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL: 0826-47-1283 FAX: 0826-47-1282

## 3. 業務概要

(1) 業務名

安芸高田市放課後児童クラブ運営業務

(2) 業務内容

「安芸高田市放課後児童クラブ運営業務仕様書」(以下「仕様書という)に掲げる業務

(3) 委託期間

2025年4月1日から2028年3月31日まで

(4) 契約期間

契約締結日から 2028 年 3 月 31 日までとする。ただし 2025 年 3 月 31 日までの期間 は開所準備期間とし、支援員の確保、備品・施設等の準備を行う。

なお、開所準備期間にかかる費用については、受託者が負担する。

(5) 履行場所

安芸高田市内放課後児童クラブ 16 支援単位 ※詳細は仕様書参照

### 4. 参加資格

参加資格は、参加表明書提出日を基準日として次の要件を満たす法人またはその他の団体(以下「法人等」という)とする。

- (1) 安芸高田市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 公告の日から契約を締結した日までの期間で、建設業者等指名除外要綱(平成 16 年 安芸高田市訓令第 77 号) 第 2 条第 1 項に規定する指名除外等の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生開始に申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受 けている者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (5) 放課後児童健全育成事業の実績を有する者であること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 市税及び消費税等の滞納がない者であること。

## 5. 実施スケジュール

内訳	期日・期間等	
プロポーザル参加者の公募及び参加表明書受付開始	2024年10月1日(火)	
参加表明書提出期限	2024年10月16日(水)	
参加資格確認結果通知	2024年10月25日(金)	
質問受付期限	2024年11月12日(火)	
質問回答期限	2024年11月15日(金)	
提案書等の提出期限	2024年12月12日(木)	
プレゼンテーション審査	2024年12月中旬~12月下旬	
審査結果通知	2025年1月上旬	
契約締結	2025年1月上旬~中旬	

#### 6. 関係書類の配布

(1) 配布期間

2024年10月1日(火)から2024年12月12日(木)午後5時まで

#### (2) 配布方法

安芸高田市ホームページからのダウンロードを原則とする。

### 7. 説明会

説明会は実施しない。

#### 8. 提出書類·提出期限

提出書類		部数	提出期限	
公募型プロポーザ	公募型プロポーザル参加表明書(様式1) 1部			
申込者に関する	事業者の事業内容が分かるもの	1 部	10月16日(水)	
	(パンフレット等)	(1年1		
	他の同種・類似業務を受託した実績一覧表	1 部		
質問書(様式2)	※メールで提出すること	1 部	11月12日(火)	
企画提案書※1	提案書概要版 (A4 4~5 枚程度)	6 部		
	提案書	6 部		
見積書	正本	1 部		
	写し	5部		
情報非公開希望申立書(様式 3) ※2		1 部	12月12日(木)	
プレゼンテーション出席者名簿 (様式 4)		1 部		
プロポーザル参加辞退届 (様式 5)		1 部		
電子データの保存等に関する申出書 (様式 6)		1 部		

<sup>※1</sup> 企画提案書は別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

※2 提出書類は安芸高田市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として原則公開とするが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第2号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。(ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。)なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

## 9. 提出方法等

#### (1) 提出方法・提出時間

安芸高田市子育て支援課へ直接持参又は郵送で期限内に提出すること。なお、郵送の 場合も期限内に必着すること。

【受付時間:開庁日の午前9時から午後5時まで(郵送の場合も提出期限内に必着)】

### (2) 提出先

安芸高田市福祉保健部子育て支援課 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

#### (3) 特記事項

- ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消す。
- イ 提出期限内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消す。
- ウ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類のうち、企画提案書以外の書類は、返却しない。
- オ 最優秀提案者となった者の企画提案書は返却しない。
- カ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、受付を取り消す。

## 10. 質問·回答

(1) 提出期間

2024年10月1日 (火) から2024年11月12日 (火)

(2) 提出方法

質問書(様式 2)により、電子メールで提出することとし、電話及び直接来庁による 質問には応じない。質問書を送付したときは、送信した旨を必ず電話連絡すること。電 話を受け付ける時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、審査(評価) に関する質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

安芸高田市福祉保健部子育て支援課

メールアドレス: kosodateshien@city.akitakata.jp

電話番号: 0826-47-1283

(4) 回答方法及び回答日

業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答する。

提出された質問に対する回答は、2024年11月15日(金)までに安芸高田市ホームページで公開する。(質問提出者の名称は公表しない。)

## 11. 見積書の提出

- (1) 見積書及び見積積算内訳書作成要領
  - ア 見積金額は、前記「第3項(3)」に記載した委託期間での額とすること。
  - イ 別紙として見積積算内訳書にて積算根拠を作成すること。
  - ウ 人件費は、仕様書「第8項」に定めた配置基準を参考に積算すること。
  - エ 見積額には、仕様書別表 2 「費用分担表」の事業者負担分を見込むこと。
  - オ 本業務を受託するために法人等として必要な経費(業務管理費等)を積算すること。

### 12. 予算上限額

2025 年度: 153, 614, 000 円 (非課税) 2026 年度: 152, 640, 000 円 (非課税) 2027 年度: 154, 061, 000 円 (非課税)

上記金額は、プロポーザルのために設定した限度額であり、契約金額ではない。なお、 予算上限額を上回る金額による提案は失格とする。

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条 第1項に該当するため、非課税として取り扱う。

### 13. 審査及び選定方法

安芸高田市放課後児童クラブ運営業務にかかる公募型プロポーザル実施要領及び仕様 書等に基づいて提出された企画提案書等について、安芸高田市放課後児童クラブ運営業 務委託事業者評価委員会(以下「評価委員会」という)が審査する。

- (1) 設定した基準に基づいて、企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリング審査及び見積金額等により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を 1 者選定する。選定にあたっては、各評価委員の採点を集計し、得点数が最も高い提案者を最優秀候補者に選定する。
- (2) 審査にあたっては、各評価委員が次の表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。なお、総合評価点のうち提案評価点の満点(50点)の6割の点(30点)を最低基準点とする。
- (3) 総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるとき(同点のとき)の対応は次のとおり。 ア 提案者それぞれの「提案評価点」「価格評価点」とも異なる場合は、「提案評価点」が高い者を最優秀提案者とする。
  - イ 提案者それぞれの 「提案評価点」「価格評価点」とも同じ場合は、評価委員が協議 して、最優秀提案者を決定するものとする。
- (4) 評価委員の氏名については、公表しない。
- (5) 評価委員会は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。
- (6) 選定結果は、安芸高田市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。
- (7) 選定結果の通知後、安芸高田市ホームページ等にて結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。

最優秀提案者の名称、採点結果の合計点、次点者の点数。

(8) 提案者が1者のみの場合も、審査を実施し、評価の結果において基準点を満たす場合 は当該提案者を最優秀提案事業者とする。基準点に満たない場合は、再度公募を検討す る。

# 14. 評価項目及び評価基準

- (1) 評価は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。
- (2) 評価委員の評価項目ごとの点数の平均点を算出し、提案者ごとの点数を決定する。

区分	評価項目	の平均点を昇出し、旋業有ことの点数を伏定 評価基準	配点		
	事業を運営するにあたって	事業を運営するにあたっての基本理念・運			
	の基本理念・運営方針・目	営方針・目標等があり、それらが児童の健	5		
	標等	全な育成に資するものであるか			
	組織体制	適正な業務履行が可能な組織体制となって	_		
		いるか	5		
	同種事業・類似事業の実績	自治体における放課後児童健全育成事業ま			
		たは類似事業 (児童福祉事業) の実績が十分	5		
		にあるか			
	支援員の安定的な確保・処	支援員の採用及び処遇改善に関する計画を	5		
	遇	立て、実行可能な内容となっているか	υ		
提	支援員等の資質の向上を図	支援員等の資質向上に関する研修計画を立	5		
案	る研修体制	て、実行可能な内容となっているか	0		
評	保護者との連携や相談・苦	保護者が安心して児童を預けることができ			
価点	情等への対応	るよう保護者との連携を図る取り組みがあ	5		
		るか。また、相談・苦情等に対応するため			
		窓口は整備されているか			
	学校・保育所等との連携	学校・保育所等との情報交換や情報共有等	5		
		連携を図る体制があるか	Ŭ		
	児童の健康管理・怪我等緊	熱中症やアレルギー等の健康管理に関する			
	急時の対応	取り組み及び児童の怪我等に対する対応策	5		
		が具体的なものであるか			
	個人情報の適切な管理	情報漏洩の防止策、守秘義務の遵守等、個人	5		
		情報が適切に管理されているか			
	クラブでの児童の過ごし方	児童が心豊かでのびのびと活動できるよう			
		事業者独自の遊びや学習体験等が計画され	5		
	D Child	ているか			
価格	見積額	経済的な見積額になっているか 			
格評価点			5		
点					
			55		

# 15. プレゼンテーションの実施

(1) 日時

2024年12月中旬~12月下旬を予定 ※詳細については別途通知する。

(2) 場所

安芸高田市役所

(3) 出席人数

3 名以内

(4) 提案時間

1 者あたり 30 分以内(提案 20 分以内、ヒアリング審査 10 分程度)

(5) 使用備品

プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。ただし、スクリーン、電源、机、椅子については、市が準備する。

(6) その他

提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとすること。また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配布等は認めない。 遅刻又は欠席した場合は、 参加を辞退したものとみなす。

#### 16. 契約

- (1) 評価委員会で最優秀提案者として選定した提案者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び委託料は、提案者の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

#### 17. 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のため、以下のような行為を行ってはならない。
  - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等 に抵触する行為
  - イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談
  - ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示
- (3) 業務開始前の準備に要する費用は、受託者の負担とする。